

令和4年4月11日

保護者の皆様へ

宇和島市立吉田中学校  
校長 新城 裕 志

## 警報発表時の生徒の登下校について (暴風、暴風雨、高潮、大雨、洪水、大雪、暴風雪 等)

警報発表時の、生徒の登下校の対応についてお知らせをいたします。

なお、非常災害時にはこの範囲を超える場合もありますので、その場合は学校から家庭連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 警報が発表された場合

##### (1) 登校前の場合

○ 生徒は原則として自宅待機（学校からマチコミ等で確認の連絡をします）

- ・ 解除になれば、学校から連絡します。登校の連絡を受けた場合は、その時刻までに安全に気を付けて登校する。
- ・ 警報が発表されていても、安全であると学校が判断した場合は、連絡により登校する。

##### (2) 登校後の場合

○ 生徒は原則として、そのまま学習

- ・ 警報発表中に下校させる場合は、下校指導を行い、安全に留意する。
- ・ 臨時下校をさせても、家庭に誰もいないことが想定される場合は、保護者の仕事場や携帯電話等に連絡を取り対応する。

##### (3) 波浪警報のみ発表の場合は、対象外

#### 2 大雨警報と土砂災害警戒情報がともに発表された場合

○ 教育活動を中止（延期）する。

- ・ 解除となり、2次災害を引き起こす要因が完全に消失し、生徒の安全が十分確保されると学校長が判断した場合は、県教育委員会に報告の上、教育活動を実施する。
- ・ 臨時下校の際には、保護者の仕事場や携帯電話等に連絡を取り対応する。

#### 3 地震（津波）の警報発令のとき

○ 生徒登校後の発生については、校長の判断と指示で生徒の生命を確実に守るために、速やかに対応する。保護者への引き渡しは、安全を確認した後に対応しますので、保護者は御自身の安全を確保してください。

### < 備 考 >

- (1) 警報の有無にかかわらず危険が予想される場合は、保護者の判断により、無理な登校はさせずに、その旨を学校へ連絡してください。
- (2) 非常時には携帯電話等は通じないものと考え、保護者と学校が相互に対応し合います。
- (3) **本文書は、年間を通じて大切な内容ですので、分かる場所に貼っておいてください。**